

鹿児島県がん対策推進計画の 進捗状況について

鹿児島県がん対策推進計画

【全体目標】〈3項目〉

	目標項目	評価指標
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ～がんを知り，がんを予防する～	<ul style="list-style-type: none"> ・12年間で，全がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少（※） ・個別数値目標「1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」の達成
2	患者本位のがん医療の実現 ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～	<ul style="list-style-type: none"> ・個別数値目標「2. 患者本位のがん医療の実現」の達成
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～	<ul style="list-style-type: none"> ・個別数値目標「3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」の達成

※ 全がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の現状について

	現状（平成27年）	目標（令和11年）	R1 現状
全体	79.4	63.5	71.9
男性	100.7	80.6	91.3
女性	59.6	47.7	53.8

【個別目標】〈40項目〉の進捗状況について

【評価】 A：達成，B：改善，C：変わらない，D：悪化，E：現時点で不明

評価	評価項目数	割合
A	14	28.0%
B	10	20.0%
C	2	4.0%
D	9	18.0%
E	15	30.0%
合計	50※	100.0%

※がんの種別毎に評価している項目もあるため，個別目標の項目数とは一致しない

個別目標の進捗状況の詳細は次ページから

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(1) がんの1次予防

【個別目標〈12項目〉】

【評価】 A：達成， B：改善， C：変わらない， D：悪化， E：現時点で不明

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価	
1日あたりの平均食塩摂取量(成人)	10.2g(平28)	8g未満(R4)	-	E	
1日あたりの平均野菜摂取量(成人)	265g(平28)	350g以上(R4)	国民健康・栄養調査※	E	
1日あたりの果物摂取量100g未満の者の割合(成人)	64.0%(H29)	30%以下(R4)	-	E	
1日30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続している者の割合	男性(20～64歳)	31.0%(H29)		27%以上(R4)	E
	女性(〃)	22.6%(H29)		23%以上(R4)	
	男性(65歳以上)	48.6%(H29)		39%以上(R4)	
	女性(〃)	48.5%(H29)		37%以上(R4)	
睡眠による休養を十分にとれていない者の割合	16.3%(H29)	15%以下(R4)		E	
1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	男性	14.5%(H29)		12%以下(R4)	E
	女性	3.8%(H29)		5%以下(R4)	
未成年で飲酒をしている者の割合	高3男子	1.2%(H29)		0%(R4)	E
	高3女子	0.7%(H29)			
成人の喫煙者の割合	成人男性	22.6%(H29)		12%以下(R4)	E
	成人女性	3.0%(H29)			
未成年で喫煙している者の割合	中1男子	2.1%(H29)		0%(R4)	E
	中1女子	0.6%(H29)			
	高3男子	4.2%(H29)			
	高3女子	2.5%(H29)			
妊娠中に喫煙している者の割合	3.0%(H26)	0%(R4)	E		
受動喫煙の機会を有する者の割合	行政機関	11.0%(H29)	0%(R4)	E	
	医療機関	9.2%(H29)	0%(R4)		

	職場	35.0%(H29)	0%(R4)		
	家庭	7.9%(H29)	3%(R4)		
	飲食店	44.3%(H29)	15%(R4)		
肝炎ウイルス検査受診者数	B型	370,104人(平27)	48万人以上(R5)	424,977人(平30)	B
	C型	309,188人(平27)	42万人以上(R5)	365,062人(平30)	

※国民健康・栄養調査及び県民の健康状況実態調査については、令和3年の調査を元に評価する予定である。

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
1	①生活習慣について 生活習慣のがんの発症に及ぼす影響に関する情報提供や「がんを防ぐための新12か条」等、健康のために望ましい生活習慣やがんに関する正しい知識を身につけられるよう、地域、職域、学域保健の連携による健康増進計画の取組について普及啓発を図る。	健康かごしま21推進事業 健康増進支援事業	1,393,000円 88,133,000円	健康関連グループの連携を図り、県民の健康づくりを効果的・体系的に推進する。 壮年期からの生活習慣病の予防、県民の健康維持・QOLの向上を図るため、健康増進法に基づき市町村が行った健康増進事業に必要な経費の一部を補助。	・健康かごしま21推進協議会の開催 ・地域・職域・学域連携推進委員会の開催(1回/年) 対象：43市町村 補助金額：87,843,000円
2	①生活習慣について 普及啓発に当たっては、市町村や関係団体等と連携して広報番組・広報誌・ポスター等の媒体の工夫や県民向けの講演会・がん征圧県民大会等のイベント等の強化を図る。	がん対策総合推進事業 (がん予防の普及啓発)	700,000円	がん予防の周知事業、各種媒体を通じた啓発	[がん征圧月間] ・ラジオ、テレビ番組による啓発 ・ラジオCM、Web広告、新聞掲載による啓発 ・県庁18階にパネルを展示
3	①生活習慣について 禁煙に取り組む人を支援するため市町村や薬局等で禁煙支援が受けられる環境づくりを推進するとともに、禁煙治療を行う医療機関や禁煙支援を行っている薬局等についてホームページ等を活用して情報提供に努める。	—	—	禁煙治療を行う医療機関についてホームページで情報提供	禁煙外来医療機関一覧をホームページに掲載
4	①生活習慣について 未成年者の喫煙防止については、学校への薬剤師・保健師等の派遣や夜間パトロールの実施及び家庭への周知等の強化を図る。	たばこ対策促進教育事業	208,000円	学校へ薬剤師を派遣し、未成年者の喫煙防止について周知	県薬剤師会に委託し、中学校の生徒等に対して「たばこと健康」に関する授業を実施
5	①生活習慣について 市町村や関係機関等で実施される各種健康教育等において、受動喫煙防止に関する普及啓発を促進する。特に、妊産婦の喫煙は本人のみならず胎児への影響も大きいことから、母子健康手帳交付時や妊産婦教室、産科医療機関での母親教室等を活用し、より積極的な普及啓発を図る。	—	—	市町村や関係機関等で実施される各種健康教育等において、受動喫煙防止に関する普及啓発を実施	健康教育やがん検診、母子検診時等に受動喫煙防止に関する啓発を実施
6	①生活習慣について 職場については、労働安全衛生法に基づき、快適な職場環境を形成することが事業主の努力義務として規定されていることから、地域・職域・学域保健の連携による受動喫煙防止に関する啓発を図る。	—	—	あらゆる機会を捉えて、受動喫煙防止に関する啓発を実施	地域で行う会議において、資料等により受動喫煙防止に関する啓発を実施

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
7	①生活習慣について 公共施設や職場における受動喫煙防止対策を促進する。また、「たばこの煙のないお店」登録店を増やし、飲食店等における受動喫煙の機会減少の更なる促進に努める。	健康づくりを支援する社会環境整備事業	3,578,000円	「受動喫煙対策説明会」の開催及び「たばこの煙のないお店」の登録促進	「たばこの煙のないお店」登録店舗：698店舗 (R2.12.10現在)
8	②感染症について A T Lの原因となるH T L V-1について、医療機関における抗体検査の受診を啓発するとともに、医療機関にも積極的な対応を依頼する。また、保健所における検査体制の充実を図り、県民への受診を促進する。	がん対策総合推進事業（死亡率高位がん対策）	1,325,000円	HTLV-1対策の普及啓発やHTLV-1対策協議会の開催、保健所における無料抗体検査の実施等	・リーフレットの配布や講演会等による普及啓発（R1講演会：88名） ・HTLVデーにおける街頭キャンペーンの実施 ・HTLV-1対策協議会の開催 ・R1保健所検査：31件
9	②感染症について 産婦人科医がA T Lに対する知識を深め、妊婦等に適切な指導を行うことや市町村職員等が適切な授乳方法等の指導を行うことに資するため、専門家による講習会等を開催する。	〃	1,325,000円	医療従事者や相談対応を行う職員等を対象とした講習会の開催	・講習会の実施（R1講習会：74名）
10	②感染症について H P Vワクチンの接種に関しては、国の接種のあり方の検討内容等について情報を収集し、総合的な判断をすることとする。なお、子宮頸がんの検診については、引き続き普及啓発を実施する。	がん対策総合推進事業（女性特有の疾患普及啓発）	1,448,000円	子宮頸がんに関する情報を掲載したグッズを成人式等において配布することにより、普及啓発を図る。また、各種媒体を活用した情報提供も実施している。	成人式等での啓発（リーフレットや啓発グッズの配布）
11	②感染症について 早期発見・早期治療のため、市町村や保健所等が実施する肝炎ウイルス検査の受診促進や肝炎治療費助成制度の周知に努める。また、ピロリ菌の保有者は定期的な胃がん検診の受診を推奨されていることについての周知にも努める。	肝炎対策事業（肝炎無料検査、普及啓発） ピロリ菌検査事業	3,791,553円 108,000円 37,497,000円	国内最大級の感染症と言われているB型・C型肝炎の無料検査、県民に正しい知識を身につけてもらうためのポスターの作成・配布等の事業の実施 子供や保護者に対して、がんの理解促進や、がん検診受診のきっかけとなることを目的とし、県内の高校1年生を対象に、ピロリ菌抗体の有無を確認する一次検査（尿中抗体検査）の実施	検査実施数 647人（H30実績） R2検査実施数 14,119人

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(2) がんの早期発見及びがん検診（2次予防）

【個別目標〈3項目〉】

出典：国民生活基礎調査

目標項目		計画策定時	目標値 (目標年 度)	現状	評価
がん検診受診率 (対象：40～69歳，子宮がんのみ20～69歳) ※胃・大腸・肺は過去1年，乳・子宮は過去2年	胃	42.2%(平28)	50%以上(R5)	40.8%(R1)	D
	大腸	41.2%(平28)		43.0%(R1)	B
	肺	54.0%(平28)		53.9%(R1)	A
	乳	49.6%(平28)		48.5%(R1)	D
	子宮	46.6%(平28)		44.3%(R1)	D
(罹患者数が急増する)40歳代・50歳代 の乳がん検診受診率 ※過去2年	40代	51.7%(平28)	60%以上(R5)	50.5%(R1)	D
	50代	51.8%(平28)		49.0%(R1)	D
(罹患者数が急増する)20歳代・30歳代 の子宮がん検診受診率 ※過去2年	20代	25.9%(平28)	50%以上(R5)	30.0%(R1)	B
	30代	52.5%(平28)	60%以上(R5)	48.8%(R1)	D

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
12	がん検診受診率の向上を図るため，市町村，医療機関，地域女性団体等と連携を図り，地域・職域・学域と協働した啓発を図る。	がん対策総合推進事業（がん対策の総合的推進，女性特有の疾患普及啓発）	273,000円 1,448,000円	市町村，医療機関，地域女性団体等で構成する「がん対策推進協議会」を開催 女性特有の疾患普及啓発 ピンクリボン月間，成人式における啓発	がん対策推進協議会を開催し，県のがんの現状等について，関係機関等と情報共有を図った。（R1書面会議） ポスター等の配布や看板設置，街頭キャンペーン，ピンクリボンツリー設置等
13	がん検診を受けやすい環境をさらに整備するため，市町村への働きかけにより，複数のがん検診のセット化や土日検診，夕方・夜間検診等の拡充を図る	—	—	国からの情報を各市町村へ提供	県内の各市町村において，休日，早朝又は夜間のがん検診の実施
14	国保以外の保険者とも連携し，がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を図る。特に，被扶養者については，市町村によるがん検診の受診促進を図る	がん対策総合推進事業（がん予防の普及啓発）	700,000円	がん予防の周知事業，各種媒体を通じた啓発	[がん征圧月間] ・ラジオ，テレビ番組による啓発 ・ラジオCM，Web広告，新聞掲載による啓発 ・県庁18階にパネルを展示

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
15	職場の健康づくり賛同事業所におけるがん検診受診促進の取組の支援や、がん検診の啓発活動等を目的とした民間企業との協定締結を引き続き推進するなど、官民連携した普及啓発を図る。	職場の健康づくり賛同事業所 県がん対策推進企業等連携協定	－	職場の健康づくり賛同事業所の登録・支援 県がん対策推進企業等連携協定の締結	・令和2年度11月末時点登録数303事業所 ・12社と協定締結（令和2年度1月末時点）
16	乳がん及び子宮頸がんについては、比較的若い世代での死亡が多いことから、検診機関、産科婦人科医療機関、民間企業等と連携し、大学生や短大生等を対象とした出前授業を行うなど、若い世代の検診受診率の向上を図る。	がん対策総合推進事 （女性特有の疾患普及啓発）	1,448,000円	女性特有の疾患普及啓発 ピンクリボン月間、成人式等における啓発	ポスター等の配布や看板設置、街頭キャンペーン、ピンクリボンツリー設置等
17	検診機器等の整備を含め、検診機関等と連携して検診を受けやすい環境づくりを推進する。	マンモグラフィ検診精度向上事業	－	国が実施する乳がん検診に使用するマンモグラフィ画像読影支援システムの補助の周知及び申請支援の実施	県HP等による周知

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(3) 精度管理

【個別目標〈1項目〉】

目標項目		計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
市町村検診における精密検査受診率	胃	92.7%(平 27)	90%以上 (R5)	91.8%(平 30)	A
	大腸	81.5%(平 27)		82.4%(平 30)	B
	肺	93.3%(平 27)		93.6%(平 30)	A
	乳	95.8%(平 27)		95.2%(平 30)	A
	子宮	91.3%(平 27)		90.4%(平 30)	A

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
18	がん検診を実施する市町村や保険者等は、受診率、受診者層、精密検査受診率等について、定期的に分析する体制を構築する。	がん集計報告資料の作成	—	県生活習慣病検診等管理指導協議会と5がん部会（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）を実施するため、がん検診の受診率や受診者層等について毎年、市町村が把握した情報を提供する体制が整備されている。	県生活習慣病検診等管理指導協議会、5がん部会（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）、がん検診均てん化研修会の実施
19	がん検診の専門医療機関においては、市町村から受託するがん検診の適中度、早期がん発見率を含めた発見率等について分析を行い、市町村に報告する。	"	—	個別検診を実施する医療機関は、市町村に対し、がん検診に関する指標の分析等を行う体制が整備されている。	県生活習慣病検診等管理指導協議会、5がん部会（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）、がん検診均てん化研修会の実施
20	がん検診機関に対する検診技術・精度向上のための研修会を引き続き実施するとともに、生活習慣病検診等管理指導協議会等の積極的活用を図り、がん検診の手法や結果等を含め、県内のがん検診の課題把握に努める。	がん対策総合推進事業（がんの早期発見・早期治療体制の充実）	1,895,000円	県生活習慣病検診等管理指導協議会と5がん部会（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）を実施するとともに、がん検診均てん化研修会を実施	県生活習慣病検診等管理指導協議会、5がん部会（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん）、がん検診均てん化研修会の実施

2. 患者本位のがん医療の実現

(1) がんゲノム医療, 希少がん, 難治性がん対策

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
がんゲノム医療連携病院数	— (平 29)	1 医療機関以上 (R5)	がんゲノム医療拠点病院： 1 医療機関 (R2) がんゲノム医療連携病院： 1 医療機関 (R2)	A

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
21	国が今後進める施策等について情報収集を行うとともに、がんゲノム医療の推進のための人材育成を進める。また、県民に対するがんゲノム医療に関する理解の促進や普及啓発に努めるとともに、安心してゲノム医療を受療できる環境の整備を進める。	がんゲノム医療拠点病院等の指定	—	がんゲノム医療に関する国の動向を踏まえ、拠点病院等への情報提供を行うとともに、県のホームページで情報発信している。	鹿児島大学病院ががんゲノム医療拠点病院に指定 相良病院ががんゲノム医療連携病院に指定
22	国の動向を踏まえ、拠点病院等を中心に、希少がんに関する情報の収集・発信に努める。	—	—	希少がんに関する国の動向を踏まえ、拠点病院等への情報提供を行うとともに、県のホームページで情報発信している。	拠点病院等への情報提供、県HPでの情報発信
23	各々の希少がん・難治性がんに対応できる病院と地域の拠点病院等との連携を推進し、専門医の少ない地方の患者を適切な医療につなげる対策を講じる。	がん対策総合推進事業（がん患者相談支援体制の整備）	—	相談体制の整備及びがん相談支援センターの周知	拠点病院及び指定病院で相談支援センターを25箇所整備 県HPでの周知
24	希少がん、難治性がんに対するより有効性の高い診断・治療を効率的に推進するため、ゲノム医療の推進をはじめ、手術療法、放射線療法、薬物療法等を充実させる。	がんゲノム医療拠点病院等の指定 拠点病院及び指定病院の指定	—	国においてがんゲノム医療拠点病院等の指定を行うとともに、拠点病院及び指定病院等において、各種治療方法の充実を図っている。	鹿児島大学病院ががんゲノム医療拠点病院に指定 相良病院ががんゲノム医療連携病院に指定 拠点病院等：12 医療機関 指定病院：15 医療機関

2. 患者本位のがん医療の実現

(2) がんの手術療法, 放射線療法, 薬物療法, 免疫療法, 支持療法の充実

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
本人又は家族が納得いく治療を選択することができたと回答した割合	72.2% (平 29)	72.2%以上 (R5)	- がん患者状況等調査 (患者・家族)	E

※がん患者状況等調査については、調査時期未定

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
25	これまで、拠点病院等を中心に体制整備がなされてきた現状を踏まえ、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法、緩和ケア等の提供、がん相談支援センターの整備、院内がん登録及びがん登録センターの実施等、均てん化が必要な取組に対して、引き続き、拠点病院等を中心とした取組を推進し、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう施策を推進する。	鹿児島大学病院が実施する研修会 がん対策総合推進事業（がん医療提供体制緊急整備事業）	- 42,000,000円	都道府県がん診療連携拠点病院である鹿児島大学病院が中心となり、県内の医療関係者を対象とした、がん診療企画、がん登録、がん相談・連携、緩和ケアの4部門に関する合同研修会を実施 地域がん診療連携拠点病院等の整備に要する経費を支援する。	4部門合同研修会の実施により、国の動向に関する報告や、県の現状等について検討を行い、関係機関との情報共有が図られた。 対象の医療機関に対して国及び県が補助
26	拠点病院等を中心に、医師による十分な説明と患者やその家族の理解の下、インフォームド・コンセントが行われる体制を整備するとともに、患者とその家族の意向に応じて、セカンドオピニオンをいつでも適切に受けられ、患者自らが治療法を選択できる体制を整備する。 また、セカンドオピニオンの活用を促進するため、患者やその家族への普及啓発を推進する。	拠点病院及び指定病院の指定	-	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、セカンドオピニオン等の体制整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院及び指定病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。	拠点病院等：12医療機関 指定病院：15医療機関
27	(ア)手術療法 国の施策等踏まえ、引き続き、拠点病院等を中心に、人材の育成や各医療機関の状況にあわせた診療体制の整備に努める。	拠点病院及び指定病院の指定 がん診療施設設備整備事業	- 22,960,000円	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、診療体制の整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院及び指定病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。 県内のがん拠点病院及び県指定病院のがん診療の設備整備に対して補助を行う。	拠点病院等：12医療機関 指定病院：15医療機関 4医療機関に対して補助

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
28	(イ)放射線療法 放射線療法を提供している医療機関と、それら以外のがん医療を実施している医療機関等との連携により放射線療法の一層の普及を推進する。	拠点病院及び指定病院の指定	—	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、放射線治療の提供ができない医療機関と連携することにより、放射線療法の提供体制を整備する。	拠点病院等：12 医療機関 指定病院：15 医療機関
29	(イ)放射線療法 放射線療法における専門医の常勤体制については、全ての拠点病院で整備されている状況ではないため、今後も継続して専門医療従事者の育成を推進する。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、拠点病院等において、放射線療法における常勤医師の育成等が図られている。	拠点病院等：12 医療機関
30	(イ)放射線療法 また、粒子線がん治療研究施設と地域医療機関との連携により、先進的放射線治療を受けられる環境づくりを推進する。	・粒子線がん治療費利子補給事業 ・粒子線治療促進協議会	630,000円 147,000円	粒子線治療の治療費を金融機関から借り受けた際の利子補給 粒子線治療の保険適用に向けて、全国粒子線治療促進協議会として国に要望活動を行う。	申請者に対して利子補給 R1：国へ要望書提出 (2年に1回)
31	(ウ)薬物療法 拠点病院等において、病院薬剤部門と地域の薬局との連携を推進することにより、支持療法をはじめとした副作用対策の充実を図る。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、薬物療法の体制整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。	拠点病院等：12 医療機関
32	(ウ)薬物療法 拠点病院等や医師会、薬剤師会等と連携して、地域における外来薬物療法の提供体制の拡充を図るとともに、外来薬物療法の特徴や提供医療機関について、広く県民への周知を図る。	—	—	—	—
33	(ウ)薬物療法 薬物療法による副作用により、患者の生活の質の低下をなるべく防げるよう、適切な支持療法の実施を推進する。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、薬物療法の体制整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。	拠点病院等：12 医療機関
34	(エ)科学的根拠を有する免疫療法 科学的根拠を有する免疫療法が必要な患者について、拠点病院等において、安全で適切な治療を受けることができるよう、国の指針等に基づいた適切な免疫療法の実施を推進する。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、拠点病院等において、適切な免疫療法の実施が図られている。また国の動向を踏まえ、拠点病院等への情報提供を行う。	拠点病院等：12 医療機関
35	(エ)科学的根拠を有する免疫療法 県は、県民が適切な免疫療法の情報を得て、適切な医療を受けることができるよう、免疫療法に関する正しい知識の普及啓発を行う。	拠点病院等の指定	—	県ホームページにおいて、免疫療法に関する正しい知識の普及啓発を実施 また国の動向を踏まえ、拠点病院等への情報提供を行う。	・県HPによる普及啓発 ・拠点病院への情報提供
36	(オ)支持療法 国の施策等を踏まえ、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者のQOLを向上させるため、拠点病院等を中心に、適切な支持療法の実施に向けた取組を推進する。	拠点病院等の指定	—	拠点病院等において、適切な支持療法の実施が図られている。また国の動向を踏まえ、拠点病院等への情報提供を行う。	拠点病院等：12 医療機関 拠点病院への情報提供

2. 患者本位のがん医療の実現

(3) チーム医療の推進

【個別目標〈2項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
歯科口腔ケアの専門チームを整備し、適切な口腔ケアを提供している拠点病院数 (地域がん診療病院を除く)	7/10 医療機関 (平 28)	10/10 医療機関 (R5)	6/6 医療機関 (平 30)	A
栄養の専門チームを整備し、適切な栄養管理を提供している拠点病院数 (地域がん診療病院を除く)	8/10 医療機関 (平 28)	10/10 医療機関 (R5)	6/6 医療機関 (平 30)	A

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
37	拠点病院等における医療従事者間の連携を更に強化するため、がんボードへの多職種参加を推進する。	拠点病院及び指定病院の指定	—	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、がんボードに関する要件を満たす医療機関を拠点病院及び指定病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。	拠点病院等：12 医療機関 指定病院：15 医療機関
38	一人ひとりの患者に必要な治療やケアについて、それぞれの専門的な立場から議論がなされた上で、在宅での療養支援も含めて患者が必要とする連携体制がとられるよう環境整備を推進することにより、診療機能の更なる充実を図る。	拠点病院及び指定病院の指定 若年末期がん患者に対する療養支援事業	1,787,000円	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、がんボードに関する要件を満たす医療機関を拠点病院及び指定病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。 若年者の末期がん患者及び家族の身体的、経済的な負担の軽減を図るため、安心して在宅療養ができるように支援する。	拠点病院等：12 医療機関 指定病院：15 医療機関 R1補助実績：13名 (R2補助実績は未確定)
39	拠点病院等において、医科歯科連携による口腔ケア、食事療法などによる栄養管理、リハビリテーションの推進など、職種間連携の更なる促進を図る。	歯科口腔保健推進事業 (多職種連携による口腔ケア体制整備事業) 拠点病院等の指定	703,000円 —	入院から在宅へ切れ目のない支援を行うため、地域の医科・歯科・介護関係者が患者の情報を共有し、継続的な口腔ケアの体制整備を実施 国の整備指針に基づき、拠点病院等において、職種間連携が図られている。	地域包括協議会、医療・介護等多職種に対する研修会の実施等 R1：3医療機関で実施 拠点病院等：12 医療機関

2. 患者本位のがん医療の実現

(4) がんのリハビリテーション

【個別目標〈2項目〉】

目標項目		計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
規定の研修を修了しているスタッフや専門の機能訓練室など、整備された状況でがんリハビリテーションを実施している拠点病院等の数		10/12 医療機関 (平 28)	12/12 医療機関 (R5)	11/12 医療機関 (平 30)	B
拠点病院等におけるリハビリテーションに係る専門医療従事者数	理学療法士	136 人(平 28)	136 人以上 (R5)	165 人(平 30)	A
	作業療法士	70 人(平 28)	70 人以上 (R5)	86 人(平 30)	

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
40	がん患者の社会復帰や社会協働という観点も踏まえ、がんのリハビリテーションの推進を図る。	拠点病院等の指定	—	拠点病院等において、がんのリハビリテーションが実施されている。	拠点病院等：12 医療機関

2. 患者本位のがん医療の実現

(5) 小児がん, AYA 世代のがん, 高齢者のがん対策

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
小児がん患者の長期フォローアップ外来を開設している拠点病院等の数	1/12 医療機関 (平 28)	3/12 医療機関以上 (R5)	1/12 医療機関 (平 30)	C

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
40	がん患者の社会復帰や社会協働という観点も踏まえ、がんのリハビリテーションの推進を図る。	拠点病院等の指定	—	拠点病院等において、がんのリハビリテーションが実施されている。	拠点病院等：12 医療機関
41	小児がん患者関係者との意見交換の機会を設けるなどし、患者の療養状況や抱えている課題を把握し、患者やその家族に対する療養上必要な情報の提供に努めるとともに県民の理解を促すための情報発信を行うなど、小児がん対策の推進を図る。	がん患者ネットワークとの意見交換会 交流会・療育相談会	— 870,000円	— がん患者（経験者）及び家族等が日常抱えている困り毎やニーズ等を把握するため、県内のがん患者会との意見交換会を実施 疾病や育児上の工夫点等の情報提供やピアカウンセリングを行う交流会・相談会を実施	がん患者ネットワークとの意見交換会の実施 各保健所において、交流会や療育相談会を実施
42	患者とその家族をはじめ、残された遺族や関係者が安心して療養生活やその後の生活を送れるよう、関係者の資質の向上とネットワーク構築の促進に努める。	がん患者会及びがん患者サロンの周知	—	がん患者会及び拠点病院等における患者サロンについて、県ホームページに掲載 令和2年度はがん患者ピアサポーターの養成を行うこととしている。	県ホームページによる周知
43	行政、医療機関、教育関係者、患者家族会など患者を囲む関係機関の連携強化を図るとともに、ピアサポーターによる相談体制を支援し、患者やその家族間の交流を促進する。	がん対策総合推進事業（がん患者相談体制の整備）	1,021,000円	・がん患者及びその家族を対象としたがん相談・支援に係る講演会及び交流会の開催 ・研修会及び実地研修により、がん患者ピアサポーターを養成する。	講演会及び療養相談の実施 がん患者ピアサポーターの養成

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
44	小児がん患者や家族のニーズ把握に努めるとともに、保健所や医療機関の医療連携室等の各種相談窓口の活用促進や患者の家族への保健・医療・福祉サービス等に関する十分な情報提供に努める。	がん患者ネットワークとの意見交換会 小児在宅医療環境向上事業	1,287,000円	がん患者（経験者）及び家族等が日常抱えている困り毎やニーズ等を把握するため、県内のがん患者会との意見交換会を実施するとともに、県内がん診療連携拠点病院及び県がん診療指定病院等における相談支援センターを周知 在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族における在宅医療環境の更なる向上を図るため、在宅療養に必要な情報を提供する小児在宅療養支援ウェブサイトを活用するほか、医療関係者向けの実務研修会を実施する。	がん患者ネットワークとの意見交換会の実施 県HPによる相談支援センターの周知 小児在宅療養支援ウェブサイト「そよかぜ」の運用 小児在宅医療推進研修会の開催
45	小児慢性特定疾病医療費助成事業を推進し、医療の確保及び治療研究を継続するとともに、患者家族の医療費の負担軽減を図る。	小児慢性特定疾病医療費助成事業	331,254,000円	小児慢性特定疾病に罹患している小児の医療費に対する助成を行う。	悪生新生物の罹患患者に対し、医療費の助成を実施
46	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施することで、小児がん患者のQOLの向上を図る。	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	1,636,000円	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具の支給を行う市町村に対し、支給に要する費用の一部を助成する。	実施市町村数 8市町 (令和元年度実績)
47	国の動向も踏まえ、拠点病院等を中心に、AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、相談支援等ができる支援体制の整備を行う。	がん対策総合推進事業（がん医療提供体制緊急整備事業）	42,000,000円	拠点病院等の相談体制の整備等に要する経費を支援する。	6医療機関に対して補助
48	国の動向を踏まえ、拠点病院等を中心に、併存疾患の診療を行う一般診療科との連携を強化し、チーム医療体制の整備を図るなど、高齢者の診療体制の整備を行う	拠点病院等の指定	—	拠点病院等において、高齢者等の併存疾患の診療を行うチーム医療体制の整備が図られている。	拠点病院等：12医療機関

2. 患者本位のがん医療の実現

(6) がん登録

【個別目標〈3項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
院内がん登録参加医療機関数	22 医療機関(平 28)	25 医療機関(R5)	25 医療機関(平 30)	A
全国がん登録が医療機関の職員に周知されていると回答した割合	27.6%(平 29)	100%(R5)	- がん患者状況等調査(医療従事者)	E
がん登録精度を示す DCN 率/DCO 率 /IM 比	DCN:28.7%(平 25) DCO:25.3%(平 25) IM 比:2.21(平 25)	DCN:20%以下(R5) DCO:10%以下(R5) IM 比:2.0以上(R5)	DCN:11.5%(平 27) DCO: 6.6%(平 27) IM 比:2.17(平 27)	A

※がん患者状況等調査については、調査時期未定

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
49	医療機関における院内がん登録の推進を図るとともに、県医師会とも連携して、全国がん登録届出を推進する。特に、人員の不足等により情報整理が困難な医療機関については、技術支援等を行うなど医療機関の負担軽減を図る。	がん対策総合推進事業 (がん治療・検診の情報基盤整備)	6,246,000円	・がん登録評価事業 病院へ出向き、カルテ等からがん登録届出書への転写を支援する。	届出件数：19,450件 DCO(死亡情報のみの症例)：3.6% DCI(死亡情報のみの症例及び遡り調査で「がん」が確認された症例)：5.1% ※平成29年の全国がん登録情報より
50	死亡者情報票の情報を基に遡り調査を実施することにより、がん情報を漏れなく収集する。	がん対策総合推進事業 (がん治療・検診の情報基盤整備)	6,246,000円	・がん登録評価事業 過去に届出があつて、現在、届出のない医療機関へ再度の協力依頼をする。	例年遡り調査を実施し、その回答率は80%を超えている。
51	届出医療機関に対して、がん登録評価部会による分析評価等の情報を還元する体制を構築するとともに、医療機関による個別ケースの追跡調査に対して適切に協力する。	がん対策総合推進事業 (がん治療・検診の情報基盤整備)	6,246,000円	・がん登録評価事業 県ホームページにおいて、がん登録評価部会による分析評価等の情報を公表する。また、医療機関から個別に追跡調査の依頼があつた場合は、対応する。	がん登録評価部会の資料を県ホームページ上に公表 また、申請のあつた医療機関に対して予後情報の提供をしている。
52	拠点病院等と連携して、地域のがん医療機関に対し、がん登録実務研修等の技術的支援を行い、がん登録を推進する。	研修会の開催	-	拠点病院と連携して、医療関係者を対象にがん登録の研修会を実施する。	鹿児島大学病院の主催でがん登録研修会の開催

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
53	個人情報の保護に関する取組を徹底するとともに、がん登録の仕組みと意義等について広く県民に周知し、がん登録に関する県民の理解促進を図る。	県ホームページによる周知	—	がん登録について県ホームページ上で周知する。	県ホームページ(厚労省・国立がん研究センターのホームページもリンクとして設定)上で全国がん登録の概要・Q & A等を掲載し、周知している。
54	がん登録で得られたデータを活用することにより、がん検診の重要性の普及やがん医療の質の向上、患者や家族等に対する適切な情報提供などに努める。	がん対策総合推進事業(がん治療・検診の情報基盤整備)	533,000円	・がん登録情報活用促進事業 医療機関から届け出のあったがん登録情報の集計、分析を行い報告書を作成し、関係機関へ配布及び県ホームページへ掲載する。	令和2年度がん登録評価部会で報告書内容について承認済 年度内に配布及び県ホームページ掲載予定

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
拠点病院等における医師(がん等の診療に携わる医師・歯科医師)の緩和ケア研修修了割合	83.1% (平 29)	100% (R5)	88.0% (平 30)	B

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
55	緩和ケアについては、未だに終末期のケアであるという誤解がある。身体的・精神心理的苦痛等への対応を診断時から行うことが、患者とその家族の療養生活の質の向上につながることから、引き続き、患者・医療従事者双方への普及啓発を推進するとともに、がんと診断された時はもちろん、治療後の障害発生時も含めた緩和ケア提供体制の充実を図る必要がある。	拠点病院及び指定病院の指定	—	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、緩和ケア提供体制の整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院及び指定病院として指定する。また指定状況等については、県ホームページにおいて周知する。	拠点病院等：12 医療機関 指定病院：15 医療機関
56	拠点病院等、医師会、薬剤師会、看護協会、緩和ケアネットワーク等と連携して地域における緩和ケアの研修や普及啓発の実施体制の整備に努める。	拠点病院等における緩和ケア研修会	—	・拠点病院等において、地域の医療関係者を対象とした緩和ケア研修会を開催 ・県のホームページにおいても情報提供している。	・緩和ケア研修会の実施し、緩和ケア提供体制の整備に努めた。 ・県HPによる情報提供
57	拠点病院等や厚生労働省等が毎年開催している緩和ケアに関する研修会の周知広報を行うとともに、がん等の治療に携わる全ての医師・歯科医師及び緩和ケアに従事するその他の医療従事者の受講促進等にも努め、緩和ケアに関する人材育成を推進する。	拠点病院等における緩和ケア研修会	—	・拠点病院等において、地域の医療関係者を対象とした緩和ケア研修会を開催 ・県のホームページにおいても情報提供している。	・緩和ケア研修会の実施し、緩和ケア提供体制の整備に努めた。 ・県HPによる情報提供
58	拠点病院等においては、専門的な緩和ケアの質の向上を図るため、緩和医療専門医、精神腫瘍医、がん看護の専門看護師・認定看護師、がん専門薬剤師、緩和薬物療法認定薬剤師、がん病態栄養専門管理栄養士、社会福祉士、臨床心理士等の適正配置に努める。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、緩和ケア提供体制の整備に関する要件を満たす医療機関を拠点病院として指定する。	拠点病院等：12 医療機関
59	県薬剤師会においては、拠点病院等と連携できる、外来がん治療認定薬剤師、麻薬教育認定薬剤師等の配置に努める。	—	—	—	—

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
60	拠点病院等や在宅療養支援診療所等の医療機関と薬局との連携を促進し、医療用麻薬の供給体制の充実や通院困難ながん患者が訪問による薬学的管理指導等を受けられる機会を確保する。	—	—	—	—
61	がん診療連携協議会等で、がん患者やその家族に対する緩和ケアチームの効果的な紹介手順や広報手法などを協議検討するとともに、関係団体とも連携を図りながら地域の医療機関等との連携を推進し、緩和ケア提供体制の更なる充実を図る。	県がん診療連携協議会	—	都道府県がん診療連携拠点病院である鹿児島大学病院が中心となり、県がん診療連携協議会において、緩和ケア提供体制の充実を図るための検討を行う。	県がん診療連携協議会の実施により、国の動向に関する報告や、県の現状等について検討を行い、関係機関等との情報共有が図られた。

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(2) 相談支援, 情報提供

【個別目標〈4項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
拠点病院等における相談員基礎研修修了者数 (がん対策情報センター相談支援センター相談員基礎研修全課程)	34人(平29)	46人(R5)	46人(平30)	A
相談支援センターの認知度 (相談支援センターの役割・場所を知っている者の割合)	33.0%(平29)	50%(R5)	— がん患者状況等調査 (患者・家族)	E
拠点病院等及び指定病院の相談支援センターにおける年間相談件数	44,138件 (平27)	57,000件 (R5)	31,462件 (平30)	D
患者会と協働した患者サロンが月1回以上の頻度で定期的開催される環境を整備している拠点病院等の数	10/12医療機関 (平29)	12/12医療機関 (R5)	11/12医療機関 (平30)	B

※がん患者状況等調査については、調査時期未定

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
62	がんと診断された患者やその家族が、がん相談支援センターの存在を認識し、必要に応じて確実に支援を受けられるようにするため、相談先や必要な情報の収集に困らないよう、相談支援センターの目的や利用方法を始め、本県のがん医療提供体制についての情報を広く県民に周知し、利用促進を図る。	がん対策総合推進事業 (がん治療・検診の情報基盤整備) がん相談支援センターの周知・啓発	127,000円	・がん医療・検診機能情報提供データバンク事業 県内の医療機関の情報を県民に対してwebを通じて提供するシステムの運用・管理を行う。 県ホームページや研修会の機会、がん患者会等においてがん相談支援センターの周知が図られている。	がん医療・がん治療機能情報システムの運用・管理 県HP等による周知
63	県がん診療連携協議会の活動を促進し、拠点病院等の相談支援センター間の情報共有・連携を図り、対応するスタッフの研修等を充実することで、より専門的な相談に対応できる体制を整備する。	がん対策総合推進事業 (がん医療提供体制緊急整備事業)	42,000,000円	拠点病院等の相談体制の整備等に要する経費を支援する。	6医療機関に対して補助

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
64	がんに関する地域の療養情報等を整理し、関係機関で共有する。	全国がん登録及び院内がん登録情報の公表	－	二次保健医療圏毎のがんの罹患状況について、全国がん登録情報を公表している。また、院内がん登録について「がん診療連携拠点病院等院内がん登録 全国集計報告書」により国から公表されている。	二次保健医療圏別・年齢別罹患数(すべてのがんの総数とそれぞれのがん)をグラフ等にまとめ、県ホームページ上に公表、市町村・保健所に結果の還元
65	県医師会の「患者さんの声ダイヤルイン」において地域住民や患者等の相談を行うとともに、県、保健所(医療安全支援センター等)及び市町村においても、がんに関する地域の療養情報等を活用し、相談支援センター等と連携して対応する。また、相談体制等について、周知・広報を行うこととする。	県ホームページによる周知	－	県のホームページにおいて、県医師会の「患者さんの声ダイヤルイン」や市町村のがん検診担当部署の連絡先等の周知を行っている。	県ホームページによる周知
66	「がん患者サロン」等のピアサポーターによる相談体制を整備し、がん患者やがん体験者との協働により相談支援の充実を図る。	がん対策総合推進事業(がん患者相談体制の整備) 拠点病院等及び指定病院の指定	1,021,000円 －	・がん患者及びその家族を対象としたがん相談・支援に係る講演会及び交流会の開催 ・研修会及び実地研修により、がん患者ピアサポーターを養成する。 － 国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、拠点病院及び指定病院において、がん患者サロン等の相談支援体制の充実を図っている。	・講演会及び療養相談の実施 ・がん患者ピアサポーターの養成 県内のがん診療連携拠点病院で定期的に患者サロンを開催
67	A T Lについては、医療従事者等がH T L V - 1キャリアやA T L患者等の精神的なケアを行えるよう、マニュアルの活用を促進する。	－	－	HTLV-1感染対応マニュアルを作成し、必要に応じて改訂を行っている。	HTLV-1感染対応マニュアルを改訂し、産科・小児科医療機関に配布
68	肝臓がんについては、保健所や肝疾患相談センターなど相談の窓口を有する関係機関等の連携強化に努め、肝炎患者等からの相談体制を強化する。	－	－	肝相談疾患センターと連携しながら、B型・C型肝炎ウイルスによる肝臓がん・重度肝硬変入院患者への医療費助成について周知に努める。	肝臓がん・重度肝硬変医療費助成の周知用リーフレットの作成、配布

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援

【個別目標〈2項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
拠点病院等における 5 大がんの地域連携 クリティカルパスの発行件数	120 件(平 28)	240 件(R5)	73 件(R1)	D
訪問看護ステーション利用実人員(高齢者 人口千対)	11.1 人(平 27)	11.7 人(平 32)	11.6 人(平 29)	B

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
69	多職種による退院前カンファレンスや地域連携クリティカルパス等を活用し、患者の状況やニーズに応じ、入院から在宅への切れ目のない医療が提供される体制整備に努める。	地域連携クリティカルパスの体制整備 在宅医療・介護連携推進支援事業（退院支援ルール定着支援事業）	— 1,775,000円 (1,168,000円)	— がんの地域連携クリティカルパスの普及を推進し、がん患者が住み慣れた地域で安心して治療を受けられる環境の整備を図る。 要介護状態等にある患者が円滑に入退院できるよう、医療機関と在宅担当で患者の必要な情報を引き継ぐ手順である退院支援ルールについて、運用・定着に向けた協議等を行う。	クリティカルパス発行：73件（R1） 県内全ての二次保健医療圏域中（9圏域）にて退院支援ルール運用中（R3、1現在）
70	地域連携クリティカルパスについては、医師会とも連携を図りながら、県がん診療連携協議会において、現状の把握及び運用促進のための方策の検討を行い、運用を促進する。	県がん診療連携協議会	—	都道府県がん診療連携拠点病院である鹿児島大学病院が中心となり、県がん診療連携協議会において、県内のがん拠点病院と地域連携クリティカルパスの現状を把握	県がん診療連携協議会の実施により、県のクリティカルパスの現状等についての報告があり、関係機関等との情報共有が図られた。
71	拠点病院等による地域の医療機関及び薬局等の医療従事者を対象とした研修や定期的な合同カンファレンスの開催を促進し、地域連携の推進及びがん医療の均てん化に引き続き取り組む。	鹿児島大学病院が実施する研修会	—	都道府県がん診療連携拠点病院である鹿児島大学病院が中心となり、県内の医療関係者を対象とした、がん診療企画、がん登録、がん相談・連携、緩和ケアの4部門に関する合同研修会を実施	4部門合同研修会の実施により、国の動向に関する報告や、県の現状等について検討を行い、関係機関等との情報共有が図られた。
72	がんは、その種類や治療法等によっては、異なる二次保健医療圏にある拠点病院等と地域の医療機関とが連携して治療に当たる場合も少なくない疾病であることを踏まえ、二次保健医療圏を越える広域的な医療連携の促進を図る。	拠点病院の指定	—	国の整備指針及び県の設置要綱に基づき、拠点病院等において医療連携体制の促進が図られている。	拠点病院等：12医療機関 指定病院：15医療機関

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
73	緩和ケアを含む在宅医療・介護サービス提供体制を推進するため、拠点病院等、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、市町村の地域包括支援センター等も含めた連携体制の更なる充実を図る。	在宅医療・介護連携推進支援事業（県在宅医療・介護連携推進協議会開催事業）	1,775,000円 (270,000円)	在宅医療・介護関係者の代表による協議会を開催し、在宅医療・介護連携の推進のために、関係団体に求められる役割や団体間の連携及び今後の取組について協議を行う。	県在宅医療・介護連携推進協議会の開催：2回

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(4) 患者会等の支援

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
患者会の活動内容やその役割についての周知を図り、がん患者や家族等による啓発活動や生きがい、仲間づくり等の活動が発展・充実するように支援	実施 (平 29)	継続実施 (平 32)	実施 (R2)	A

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
74	がん患者会に対し、拠点病院等の医療機関の協力を得て最新の治療やケアに関する情報の提供、さらには研修会・相談会への支援を行う。	がん対策総合推進事業 (がん患者相談体制の整備)	1,021,000円	がん患者及びその家族を対象としたがん相談・支援に係る講演会及び交流会の開催	講演会及び療養相談の実施
75	県内のがん患者会情報をホームページに掲載するとともに、相談機関等への周知を図ることにより、患者会活動への支援を行う。	県ホームページによる周知	—	県のホームページにおいて、がん患者会の一覧表を公表しているほか、県内拠点病院において実施されるがん患者サロンの情報を提供している。	県ホームページによる周知
76	「がん患者サロン」が、がん患者・家族さらに患者団体にとって有効に活用されるよう、相談支援、普及活動等の支援を行う。	がん対策総合推進事業 (がん患者相談体制の整備)	1,021,000円	がん患者及びその家族を対象としたがん相談・支援に係る講演会及び交流会の開催	講演会及び療養相談の実施

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(5) がん患者等の就労を含めた社会的な問題

【個別目標〈3項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
拠点病院等及び指定病院における「社会生活（仕事・就労・学業）」に関する相談件数	528件(平27)	680件(R5)	495件(平30)	D
県がん対策推進企業等連携協定を締結した企業数	10社(平29)	15社(R5)	12社(R2)	B
治療中に、治療と仕事を両立できるような配慮等を仕事上の関係者から受けたと回答した割合	56.5% (平29)	56.5%以上 (R5)	— がん患者状況等調査(患者・家族)	E

※がん患者状況等調査については、調査時期未定

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
77	がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者及びがん患者・経験者やその家族に対する情報提供、相談支援体制のあり方を検討する。	鹿児島労働局が実施する鹿児島県地域両立支援推進チーム会議への参加 県ホームページによる周知	—	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議 国の動向等について県ホームページでの周知	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議に参加し、企業による両立支援の好事例や、コロナ禍での各団体の取り組みについて、情報共有が図られた。 県ホームページによる周知
78	医療機関と地域、地域と事業所等、事業所等と医療機関など、働くがん患者・経験者や就労を希望するがん患者・経験者とその家族を取り巻く関係者のネットワークづくりを進める。	県がん対策推進企業等連携協定	—	県がん対策推進企業等連携協定の締結	12社と協定締結し、職場でのがんに対する理解促進や、がん検診受診率の向上が図られた。
79	医療機関が、患者が働きながら治療を受けられるように、治療スケジュール等に関して配慮に努めるように普及啓発を行う。	拠点病院等に対する情報提供	—	治療と就労の両立支援に関する国からの情報を提供 国の動向等について県のホームページでの周知	拠点病院等へ情報提供 県ホームページによる周知
80	拠点病院が、相談支援センターにおいて、国等と連携しながら、がん患者の状況を踏まえた適切な支援を行えるような相談支援体制の充実に努めるよう、普及啓発を行う。	拠点病院等に対する情報提供	—	がん相談支援等に関する国からの情報を提供 国の動向等について県のホームページでの周知	拠点病院等へ情報提供 県ホームページによる周知

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
81	事業者が、研修等により、がんを正しく理解し、がん患者への理解を深め、がん患者が働き続けられるよう配慮に努めるように普及啓発を行う。	事業所に対する普及啓発	—	治療と就労の両立支援に関する国からの情報を提供	連携協定を結んでいる12事業所へ情報提供
82	がん患者が働きながら治療や療養ができるよう、関係団体等と連携して、仕事と治療の両立を支援するための情報提供に努める	鹿児島労働局が実施する鹿児島県地域両立支援推進チーム会議への参加 県ホームページによる周知	—	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議 国の動向等について県ホームページでの周知	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議に参加し、企業による両立支援の好事例や、コロナ禍での各団体の取り組みについて、情報共有が図られた。 県ホームページによる周知
83	県がん対策推進協議会において、患者団体等の意見も尊重しながら、治療や支援等のあり方についての協議を深めていく。	がん対策総合推進事業（がん対策の総合的推進）	273,000円	市町村、医療機関、地域女性団体等で構成する「がん対策推進協議会」を開催	がん対策推進協議会を開催し、県のがんの現状等について、関係機関等と情報共有を図った。（R1書面会議）
84	離島のがん患者等の負担を軽減するため、拠点病院等と地域の医療機関等との連携を推進するとともに、県民に対してがんに対する正しい知識の普及啓発に努め、がん患者に対する正しい認識と理解の促進を図る。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、種子島と奄美大島において拠点病院等を指定しており、地域の医療機関等との連携や住民に対する適切な情報提供が行われている。	地域がん診療病院：種子島医療センター、県立大島病院
85	高額医療費助成制度、小児慢性特定疾患患者の医療費公費負担制度、市町村独自の医療費助成制度などの情報を収集し、情報の提供に努める。	県ホームページによる周知	—	県ホームページによる周知	県ホームページによる周知
86	がん患者の自殺を防止するためには、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。	がん相談支援センターの周知・啓発	—	県ホームページや研修会の機会、がん患者会等においてがん相談支援センターの周知が図られている。	”
87	障害のあるがん患者については、国の動向を踏まえ、障害者福祉の関係機関と拠点病院等との連携の推進や普及啓発を行う。	拠点病院等の指定	—	拠点病院等において、障害のあるがん患者に対して適切な医療を提供している。 障害のあるがん患者等に関する国からの情報を拠点病院等へ提供	拠点病院等：12医療機関 拠点病院等への情報提供

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(6) ライフステージに応じたがん対策

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
訪問診療を実施している医療機関の割合	30.7%(平27)	35.7%(平32)	30.8%(平28)	C

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
88	①小児・AYA 小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立・心理的課題に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携した切れ目のない相談等の支援体制整備を推進する。	拠点病院等の指定 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の設置	636,000円	国の整備指針に基づき、拠点病院等において、長期フォローアップの支援体制整備が図られている。 小児慢性特定疾病児童等自立支援員を主要な医療機関に設置し、成人期に向けて自立・就労ができるよう、計画作成や関係機関との連絡調整などの支援を行う。	拠点病院等：12医療機関 県内5医療機関に小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、相談支援を実施
89	①小児・AYA 小児・AYA世代のがん経験者の就労における課題を踏まえ、医療従事者間の連携のみならず、公共職業安定所、地域若者サポートステーション*2等を含む就労支援に関する機関や患者団体との連携を強化する。	鹿児島労働局が実施する鹿児島県地域両立支援推進チーム会議への参加	—	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議	鹿児島県地域両立支援推進チーム会議に参加し各関係団体と情報共有を行い、連携強化を図った。
90	②高齢者 患者の意向を尊重し、人生の最終段階における医療を実現するため、対応できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション等の確保を促進する。	医療・ケア意思決定プロセス支援事業	2,343,000円	人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及を図るため、医療・介護関係者を対象とした研修会や市町村が実施する研修等の支援を行う。	・医療・介護関係者向け研修会の開催 ①E-FIELD研修会（参加者：62名） ②ブラッシュアップ研修会（参加者：60名予定） ・市町村が実施する研修等の支援（14市町）

4. これらを支える基盤の整備

(1) 人材育成

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
九州がんプロ養成プラン(鹿児島大学)における6コース修了者数(事業実施:平成29年度~34年度)	— (平29)	102人 (R4)	134人 (R1)	A

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
91	鹿児島大学医学部や拠点病院等を中心とした各種がんの予防や治療の研究が推進されるよう関係機関との調整に取り組む。	国の動向把握及び情報提供	—	国からの情報を提供	拠点病院等へ情報提供
92	ATLについて、鹿児島大学病院等で行われている研究については、産婦人科及び小児科医療機関等の協力のもと、さらに研究が推進されるよう環境づくりに努める。	—	—	—	—
93	拠点病院においては、抗がん剤治療や放射線治療に関する専門的知識を有する医師をはじめ、がん薬物療法に精通した薬剤師やがん化学療法看護等がん専門看護に精通した看護師、希少がんやライフステージに応じたがん対策等にも対応できる人材の配置が求められており、各拠点病院において適切に育成配置されるよう調整を図る。	拠点病院等の指定	—	国の整備指針に基づき、拠点病院において、それぞれの専門職の適正配置が図られている。	拠点病院等: 12医療機関
94	国立がんセンター等の専門的医療従事者を育成する研修会への派遣を促進するとともに、それらの人材活用により専門的な知識技術の普及に努める。	拠点病院等及び指定病院に対する情報提供	—	国が実施する研修会等について、拠点病院等及び指定病院に情報提供を行う。	拠点病院等及び指定病院へ情報提供
95	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、放射線技師会等との連携により、がん医療の専門的研修の実施、人材育成に努める。	—	—	—	—
96	鹿児島県肝疾患診療連携ネットワーク体制の更なる充実・強化を図るとともに、肝炎医療に関する研修を行うなど、肝炎医療に携わる人材を育成する。	地域連携体制強化事業	12,819,000円	地域における肝炎対策の推進を図るため、肝疾患診療拠点病院を中心に関係機関が協力して地域連携体制を強化している。	肝疾患診療連携拠点病院連絡協議会の設置・運営、肝疾患相談センターの設置等

4. これらを支える基盤の整備

(2) がん教育, がんに関する知識の普及啓発

【個別目標〈1項目〉】

目標項目	計画策定時	目標値 (目標年度)	現状	評価
学校でのがん教育に医師等の医療従事者を派遣した拠点病院等の数(地域がん診療病院を除く)	3/10 医療機関 (平 28)	10/10 医療機関 (R5)	4/6 医療機関 (平 30)	B

【具体的な取組について】

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
97	地域・職域・学域の連携を強化し、がん予防等について普及啓発や情報提供の効果的な取組を推進する。	がん対策総合推進事業(がん対策の総合的推進)	273,000円	市町村、医療機関、地域女性団体等で構成する「がん対策推進協議会」を開催	がん対策推進協議会を開催し、県のがんの現状等について、関係機関等と情報共有を図った。(R1書面会議)
98	各種普及月間におけるイベント等の広報に当たっては、効果的な県民の行動変容につながるよう内容を見直すなど充実を図る。	がん対策総合推進事業(がん予防の普及啓発、女性特有の疾患普及啓発)	700,000円 1,448,000円	がん予防の周知事業、各種媒体を通じた啓発を実施。内容は毎年見直すことで行動変容につながるよう充実を図っている。	[がん征臣月間] ・ラジオ、テレビ番組による啓発 ・ラジオCM、Web広告、新聞掲載による啓発 ・県庁18階にパネルを展示 [ピンクリボン月間] ・ポスター等の配布や看板設置、街頭キャンペーン、ピンクリボンツリー設置等
99	子どもの頃からがんに関する正しい知識を得ることで、子どもたちのがん予防の意識やがん患者に対する理解が深まることが期待でき、さらに子どもたちを通じて、親への意識啓発も期待されることから、学校におけるがん教育を推進する。	がん教育総合支援事業	678,000円	学校におけるがん教育の取組を推進するため、教員の資質向上を目的とした研修会を実施するとともに、がん教育の指導内容・方法の充実に積極的に取り組む学校を支援する。	始良市立蒲生中学校をモデル校に、授業研修会を開催。県内5地区(南薩、北薩、始良伊佐、大隅、大島)においてがん教育に関する講習会を開催
100	子宮頸がんについては、妊娠・出産といった女性特有のライフイベントへも大きく影響をもたらすことから、ホームページ等による情報提供や成人式での啓発グッズの配布などを継続して行う。	がん対策総合推進事業(女性特有の疾患普及啓発)	1,448,000円	子宮頸がんに関する情報を掲載したグッズを成人式において配布することにより、普及啓発を図る。また、各種媒体を活用した情報提供も実施している。	成人式での啓発(リーフレットや啓発グッズの配布)
101	肝炎ウイルスやHTLV-1、ヒトパピローマウイルス(HPV)等のがんに関連するウイルスについても、患者等が安心して暮らせる社会をつくるため、広く県民に正しい知識を啓発し、偏見・差別の解消に努める。	肝炎対策事業(普及啓発)	108,000円	県民に正しい知識を身につけてもらうためのポスターの作成・配布等の事業の実施	各保健所、医療機関等に配布

番号	施策	事業名	R2予算額	事業内容等	事業実績
102	ピロリ菌の持続感染は胃がんのリスク要因になるため、ピロリ菌の保有者には、定期的な胃がん検診の受診が推奨されていることについて啓発を行う。	ピロリ菌検査事業	37,497,000円	子供や保護者に対して、がんの理解促進や、がん検診受診のきっかけとなることを目的とし、県内の高校1年生を対象に、ピロリ菌抗体の有無を確認する一次検査（尿中抗体検査）の実施	・ R2検査実施数 14,119人
103	骨髄バンク推進月間等を通じ、広く県民に普及啓発するとともに、一人でも多くの骨髄移植希望者が移植を受けられるよう、骨髄移植推進財団や血液センターと協力し、保健所でのドナー登録や献血併行型ドナー登録の推進に努める。	骨髄バンク推進事業	233,000円	骨髄バンクの推進キャンペーンの実施やリーフレット配布等により普及啓発活動を行う。県ホームページにおいて本県の登録者数等の周知	本県の登録者数： 4,694人（R2.12末現在）